相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂五丁目四〇二番地、最後の住所東京都江東区北砂五丁目一九番二五―二〇六号　被相続人　亡　菊地　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

東京都新宿区新宿二丁目一三番一〇号武蔵野ビル五階二三号

相続財産管理人　吉越　清顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市粟野町一〇八〇番地、最後の住所横浜市西区境之谷九八番地

被相続人　亡　中西　泰弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階

相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡津幡町字庄ワ五番地、最後の住所石川県河北郡津幡町字庄ロ二番地二三

被相続人　亡　加茂川勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

石川県金沢市橋場町五番五号、事務所石川県金沢市西念三丁目三番五号石川県勤労者福祉文化会館山本勝司法書士事務所

相続財産管理人　山本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市湯川一丁目一二七番地、最後の住所静岡県伊東市荻四五番地の一　新山住宅D棟四一一号　被相続人　亡　西島　伸昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

事務所静岡県三島市中田町一〇番五号　アスカビル二階　原島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原島　年央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町古和浦二二七番地二六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　磯﨑　俊幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内平和ビル三階司法書士事務所Ｂｒｉｃｋ＆ＵＫ

相続財産管理人　司法書士　井上　恵介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市上渡合町萩平三一五番地七四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武田　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

愛知県名古屋市緑区鳴海町上汐田一九ベルビレッジ上汐田二〇一

相続財産管理人　弁護士　舩野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市吹上一丁目二三番地、最後の住所三重県伊勢市吹上二丁目九番三三号丸二マンション一―二〇

被相続人　亡　潮田　さだ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

事務所三重県伊勢市二見町西一六八番地一

相続財産管理人　西岡　遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区相生町四丁目七五番地一、最後の住所神戸市中央区相生町四丁目二番一二号

被相続人　亡　松本　幸朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

神戸市中央区京町七五番一　京町栄光ビル五階

相続財産管理人　吉田　裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡御船町大字滝川一九七三番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　椎葉　近

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

熊本市東区西原一丁目二二番四〇号

相続財産管理人　司法書士　髙橋　愛子

任意清算公告

当社は、平成二十六年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月二十四日

熊本市東区御領二丁目四番四号

合資会社わたぼうし

代表社員　小原　慎二

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十六年十月一日、基金型企業年金への移行認可により解散いたしましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

東京都港区芝四丁目一番二三号

日本ポリウレタン工業株式会社

清算人　山時　慎一

平成二十六年十月二十四日

熊本市東区西原一丁目二二番四〇号

相続財産管理人　司法書士　髙橋　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区相生町四丁目七五番地一、最後の住所神戸市中央区相生町四丁目二番一二号

被相続人　亡　松本　幸朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

神戸市中央区京町七五番一　京町栄光ビル五階

相続財産管理人　吉田　裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡御船町大字滝川一九七三番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　椎葉　近

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

事務所三重県伊勢市二見町西一六八番地一

相続財産管理人　西岡　遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂五丁目四〇二番地、最後の住所東京都江東区北砂五丁目一九番二五―二〇六号　被相続人　亡　菊地　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

東京都新宿区新宿二丁目一三番一〇号武蔵野ビル五階二三号

相続財産管理人　吉越　清顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市粟野町一〇八〇番地、最後の住所横浜市西区境之谷九八番地

被相続人　亡　中西　泰弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階

相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡津幡町字庄ワ五番地、最後の住所石川県河北郡津幡町字庄ロ二番地二三

被相続人　亡　加茂川勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日

石川県金沢市橋場町五番五号、事務所石川県金沢市西念三丁目三番五号石川県勤労者福祉文化会館山本勝司法書士事務所

相続財産管理人　山本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市湯川一丁目一二七番地、最後の住所静岡県伊東市荻四五番地の一　新山住宅D棟四一一号　被相続人　亡　西島　伸昭

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 10 月 24 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社トルテック都市建築設計事務所　②東京都知事(4)第73704号　③代表取締役　加藤順　④東京都文京区目白台２丁目９番13号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市長　福田紀彦

①有限会社ＪＰＴダイレクト　②東京都知事(286277　③取締役　粟国正樹　④東京都千代田区内神田三丁目２番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区内神田三丁目２番８号　有限会社ＪＰＴダイレクト　取締役　粟国正樹